

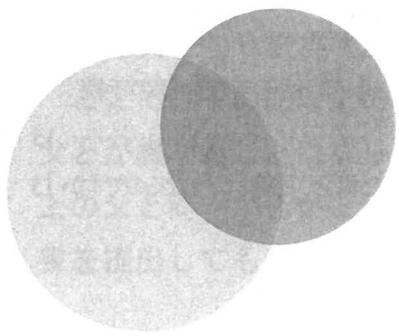
無戸籍の方の戸籍をつくるための手引書



相談の際にお持ちいただきたい資料

相談の際に次の資料をお持ちいただくと、戸籍記載のための手続をより具体的にお伝えすることができます（資料がない場合であっても、相談は可能です）。

- 無戸籍の方が住民票に記載されている場合は、その住民票の写し
- 母が戸籍に記載されている場合は、無戸籍の方の出生時の母の戸籍又は除籍の謄本等
- 母子関係のあることを証する資料
(例：①医師、助産師等が発行した出生証明書，②母子健康手帳，③幼稚園、保育園等に入園していたときの記録，小学校等の在学証明書等，④母子が共に写っている写真)



目次

1 戸籍記載のための手続	3
1-1 母等が子を戸籍に記載するための手続	3
【嫡出推定制度】	
Q1 なぜ、血縁上(元)夫の子でないにもかかわらず、法律上は(元)夫の子として扱われるのですか	3
Q2 婚姻中に懐胎した子又は婚姻成立後200日経過後若しくは離婚後300日以内に生まれた子は、(元)夫から嫡出否認の手続をとってもらわない限り、戸籍上(元)夫の子とされるのですか	4
Q3 離婚後に元夫ではない男性との間の子を懐胎したが、早産であったため、離婚後300日以内に子が生まれたというような場合にも、裁判手続を経なければ、戸籍上、元夫の子という扱いになってしまうのですか	5
【裁判手続等】	
Q4 嫡出否認の手続は、どのようなものですか	6
Q5 親子関係不存在確認の手続は、どのようなものですか。また、強制認知の手続は、どのようなものですか	7
Q6 嫡出否認の手続以外の裁判手続をとる場合にも、必ず(元)夫に関与してもらわなければならないのですか	7
Q7 (元)夫にとっては、裁判手続に協力するメリットがないように思うのですが、裁判手続に関与してもらうことには、どのような意味があるのですか	7
Q8 元夫のDVが原因で離婚した場合に、裁判所で元夫と顔を合わせなければならないとか、裁判手続をとることによって元夫に現住所を知られてしまうといった不都合が生じるのではないのですか	8
Q9 親子関係不存在確認の調停手続を申し立てた場合、どのくらい期間がかかって、何回くらい裁判所に行くことになるのですか	8
Q10 調停が不成立となった場合には、どうすればよいのですか	8
Q11 裁判手続により、(元)夫の子でないと認定された場合、戸籍はどうなるのですか	9
1-2 無戸籍の方が自らを戸籍に記載するための手続	10
Q12 出生の届出がされず、戸籍がつくられていない子が自ら法的手続をとることができるようになった場合で、母が既に離婚しているときは、どのような手続を行えば戸籍に記載されるのでしょうか	10
【母の元夫を父とする戸籍の記載を求める方法】	
Q13 無戸籍の方が母の元夫を父としてその戸籍に記載されることを求める場合の手続は、どのようなものですか	11
Q14 「出生事項記載申出書」とは、どのようなものですか	11
Q15 法務局において母子関係の認定をすることができない場合には、どのような手続をとればよいのですか	11
Q16 母との間の親子関係存在確認の手続は、どのようなものですか	12
Q17 母が死亡又は所在不明となっている場合にも親子関係存在確認の手続をとることができるのですか	13
Q18 無戸籍の方が母の元夫の戸籍に記載された後、母の戸籍に記載を移すことはできますか	13
【母の元夫を父としない戸籍の記載を求める方法】	
Q19 無戸籍の方が母の元夫を父としない戸籍の記載を求める場合の手続は、どのようなものですか	13
Q20 親子関係不存在確認の手続、また、強制認知の手続は、どのようなものですか	14
Q21 母の元夫又は血縁上の父が死亡し、又は所在不明となっている場合にも親子関係不存在確認の手続又は強制認知の手続をとることができるのですか	15
Q22 裁判手続により母子関係が認定され、かつ母の元夫の子でないと認定された場合、戸籍はどうなるのですか	15

【就籍許可の手続】

Q 2 3 就籍許可の裁判手続は、どのようなものですか 16

【無戸籍の方の婚姻】

Q 2 4 無戸籍であっても婚姻することはできますか 16

2	戸籍に記載される前であっても受けることができる行政サービス等	17
3	民事法律扶助制度の概要	19
4	相談窓口	21

はじめに

子（日本人）が生まれた場合、出生の届出をすることにより、その子の戸籍がつくられます。

戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの親族的身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

出生の届出がされない場合、その子の戸籍がつくられず、無戸籍状態となります。そのため、その子の母や父が誰であるかといった親族的身分関係やその子が日本人であることを戸籍によって証明することができなくなるほか、行政上のサービスを十分に受けられないなど、社会生活上の不利益を被るおそれがあります。

この手引書は、無戸籍の方の戸籍をつくるための手続等を案内し、1日でも早く戸籍がつくられることにより、戸籍がないことによる社会生活上の不利益をなくすこと等を目的として作成しました。

出生届

子が生まれた場合、出生の届出をしなければならず（戸籍法49条1項、52条）、その届出が市区町村長に受理された場合、その子は戸籍に記載されます。

戸籍は、法律上の親子関係を公証するものですから、出生届書には、法律上の親子関係のある父母を記載する必要があります。

子の父母が婚姻している場合には、夫を父、妻を母とする出生届書を提出すれば、出生の届出が受理され、子がその夫を父、妻を母として戸籍に記載されます。

また、母が元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合、その子の法律上の父は、母の元夫となります（民法772条）。

ここで、子の血縁上の父が（元）夫とは別の男性である場合には、法律上の父と血縁上の父とが異なることとなりますが、市区町村の戸籍窓口においては、子の法律上の父が血縁上の父と同一か否かという実質的な審理はできませんから、血縁上の父を父とする出生届書を提出しても、出生の届出は受理されません。

1 戸籍記載のための手続

1-1 戸籍記載のための手続（母等が子を戸籍に記載するための手続）

出生の届出がされず、戸籍がつくられていない子について、母等が子を戸籍に記載するための手続の概要は図1のとおりです。

【嫡出推定制度】

Q1 なぜ、血縁上(元)夫の子でないにもかかわらず、法律上は(元)夫の子として扱われるのですか。

A1 その背景にあるのは、^{ちやくしゅつすいてい}嫡出推定制度です。嫡出推定制度とは、法律上の父子関係を早期に安定させるための民法上の制度です。

[説明]

- (1) 血縁上の母子関係は、通常は分娩の事実から明らかであるのに対し、血縁上の父子関係は、必ずしも明らかではありません。しかし、夫婦の間に生まれた子は、血縁上も夫の子であることが通常であるという経験則を背景として、民法は、まず、①妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定し、次に、②婚姻成立の日から200日を経過した後又は離婚後300日以内に出生した子については、婚姻中に懐胎したものと推定すると定めました（民法772条）。なお、この期間は、標準的な懐胎期間等を考慮したものです。
- (2) 仮に、嫡出推定制度が存在しなければ、誰からでも、また、いつまでも法律上の父子関係を否定することができることになってしまいます。例えば、長年、父の子として生活してきたにもかかわらず、父が死亡した後になって、他の相続人から、父の子であることを否定されるといった事態もあり得ることになります。さらに、第三者から、子の血縁上の父が母の夫以外の男性であるという主張がされることにもなり得ますが、このような主張は、その主張の真偽にかかわらず、それ自体が家庭内の平穏とプライバシーを害するものであり、これによって家庭が崩壊するといった事態も生じかねません。
つまり、嫡出推定制度は、民法772条による嫡出推定が及ぶ子については、父と推定される者のみが、子の出生を知った時から1年以内に限り、嫡出否認の訴えを提起することができるものとするにより、その後は、血縁関係の有無にかかわらず、誰も法律上の父子関係を否定することができないものとするによって、法律上の父子関係を早期に確定するとともに、家庭のプライバシーを守りながら家庭の平和を尊重し、子の福祉を図ろうとする制度です。
- (3) そして、嫡出推定制度においては、このような推定が及んでいる子は、実際の血縁関係の有無にかかわらず、法律上も母の夫（夫婦が離婚した場合には、元夫。）の子として扱い、(元)夫の子であることを否定するためには、原則として、裁判手続によらなければならないとされています（嫡出否認の手続。詳しくはQ4参照）。

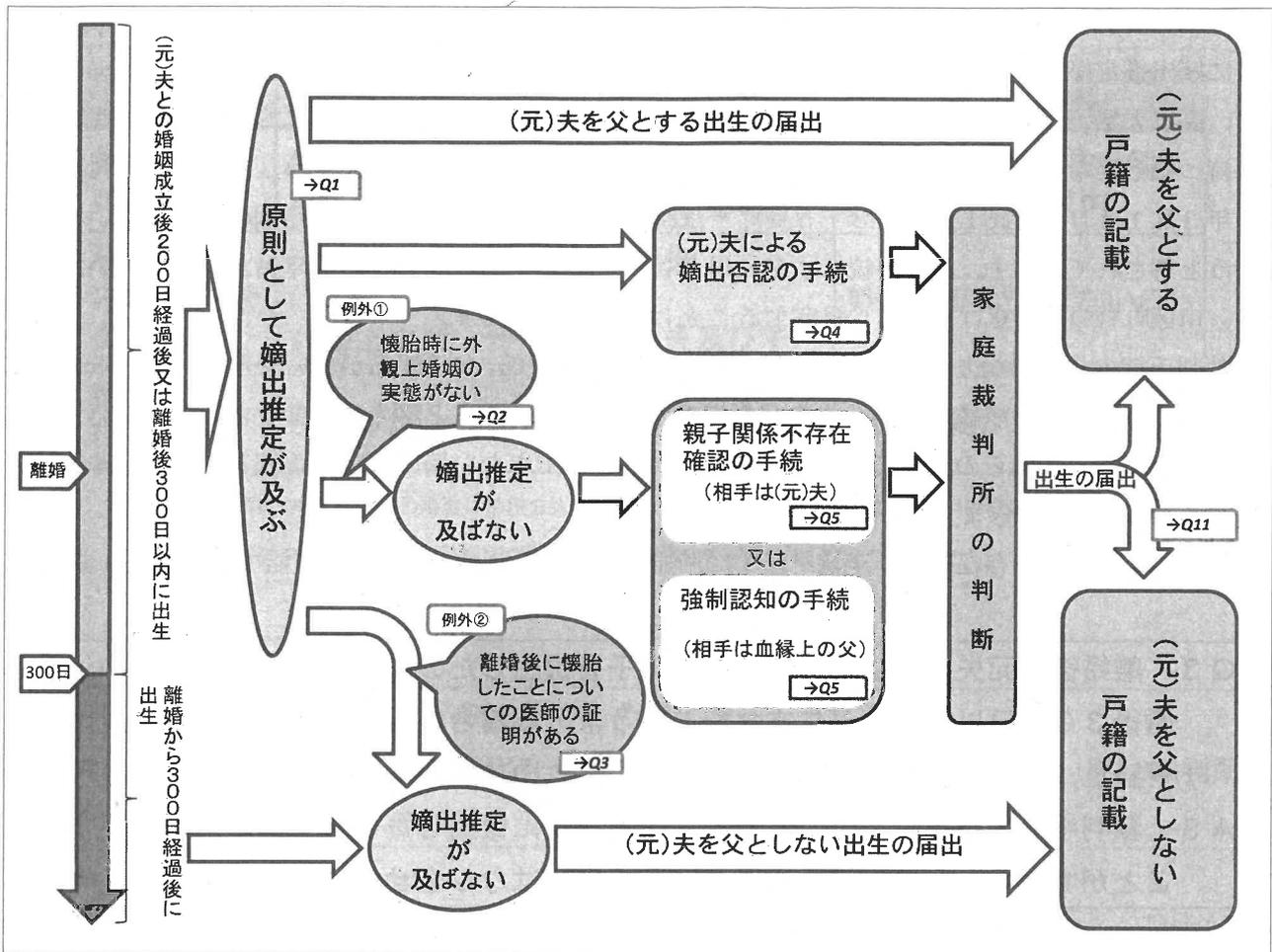


図1 戸籍の記載を求める方法

Q2 婚姻中に懐胎した子又は婚姻成立後200日経過後若しくは離婚後300日以内に生まれた子は、(元)夫から嫡出否認の手續をとってもらわない限り、戸籍上(元)夫の子とされるのですか。

A2 嫡出推定が及ばないことが、医師の作成した証明書や裁判手續(親子関係不存在確認・強制認知)によって認められた場合は、戸籍上、(元)夫の子として取り扱われません。

[説明]

嫡出推定が及ぶ場合には、(元)夫からの嫡出否認の手續(→Q4参照)によらなければ、父子関係を争えないのが原則です。

もっとも、戸籍事務の担当者に、嫡出推定が及ばないということがはっきり分かれば、嫡出否認の手續によることなく、戸籍上(元)夫の子とはしないという取扱いが可能です。

そのような例としては、まず、離婚後300日以内に出生した子であっても、医師の作成した証明書により、婚姻中に懐胎した子ではないこと(=離婚後に懐胎したこと)を直接証明することができます(→Q3参照)。

このほかにも、裁判手續において嫡出推定が及ばない事情が証明されれば、嫡出否認の手續によることなく(元)夫との父子関係を争うことが可能とされており、その結果、(元)夫との間に父子関係が

ないことが明らかになれば、戸籍上も(元)夫の子として取り扱わないことが可能です。どのような場合に嫡出推定が及ばない事情があるといえるかについて、最高裁判所は、「妻が子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合」と判示しており（最判平成12年3月14日・集民197号375頁）、一般的には、母の懐胎時に外観上婚姻の実態がない場合をいうと解されています。裁判手続によらなければならないのは、このような事情があるか否かについて、市区町村の戸籍窓口で調査し認定することは困難なためです。

裁判手続の具体的な方法としては、①(元)夫を相手として、父子関係がないことの確認を求める親子関係不存在確認の手続、②血縁上の父を相手として、子であると認めることを求める強制認知の手続があります。これらの方法であれば、(元)夫からしかできない嫡出否認の手続と異なり、子又は母が自ら行うことができます（→Q5参照）。

なお、親子関係不存在確認の手続を経ずに、強制認知の手続をとることも可能です（→Q6参照）。

Q3 離婚後に元夫ではない男性との間の子を懐胎したのに、早産であったため、離婚後300日以内に子が生まれたというような場合にも、裁判手続を経なければ、戸籍上、元夫の子という扱いになってしまうのですか。

A3 裁判手続を経ない場合であっても、離婚後に懐胎したことを医学的に証明することができるときは、元夫の子という扱いにはなりません。

[説明]

離婚後300日以内に出生した場合でも、離婚後に懐胎したことが医学的に証明できるときには、「妻が婚姻中に懐胎した子」（民法772条1項）には当たらないので、元夫の子として扱う必要はありません。このような場合については、通達により、出生届書とともに、医師が作成した一定の様式の証明書（※）を市区町村の戸籍窓口へ提出することで、元夫を父としない出生の届出をすることができることになっています（平成19年5月7日付け法務省民一第1007号民事局長通達）。

※「懐胎時期に関する証明書」…出生した子及びその母を特定する事項のほか、推定される懐胎の時期及びその時期を算出した根拠について診断を行った医師が記載した書面をいいます。

(別紙)
懐胎時期に関する証明書

子の氏名	
男女の別	1 男 2 女
生まれたとき	平成 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
母の氏名	
母の住所(※)	
母の生年月日(※)	昭和・平成 年 月 日

※ 診断をしたが出産に立ち会わなかった医師が、本証明書を交付する場合には、「子の氏名」・「男女の別」・「生まれたとき」の代わりに「母の住所」・「母の生年月日」を記載すること。

上記記載の子について
懐胎の時期(推定排卵日)は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までと推定される。

算出根拠(1. 2. 3. のいずれかに丸印をつけてください)
1. 出生証明書に記された出生日と妊娠週数から逆算した妊娠2週0日に相当する日は平成 年 月 日であり、この期日前後各14日間ずつを加え算出した(注)。妊娠週日(妊娠週数)は、妊娠8週0日から妊娠11週6日までの間に計測された超音波検査による頭殿長を考慮して決定されている。
(注) 医師の判断により、診断時期、診断回数等からより正確な診断が可能ときは、前後各14日間より短い日数を加えることになる。

2. 不妊治療に対して行われる生卵補助医療の実施日を基に算出した。
3. その他(具体的にお書きください)

平成 年 月 日

医師 (住所)
(氏名) 印

※ この証明書は、婚姻の解消又は取消後300日以内に出生した子の出生届に添付するために医師が作成するものです。

【裁判手続等】

	申立人/原告※	相手方/被告※	手続的要件
嫡出否認 の手続	(元)夫(子の父と推定 される者)	子又は親権を 行使する母	(元)夫が子の出生を知っ たときから1年以内
親子関係 不存在確認 の手続	子 → (元)夫 → 血縁上の父 →	(元)夫 子 (元)夫及び子	嫡出推定が及ばないこと
強制認知 の手続	子又は母	血縁上の父	嫡出推定が及ばないこと

※ 当事者について、調停の場合には申立人-相手方、訴訟の場合には原告-被告といます。

※ 当事者について、例を挙げたものに過ぎず、全ての場合を網羅したものではありません。

図 2

Q 4 嫡出否認の手続は、どのようなものですか。

A 4 (元)夫の子であるとの推定を否定することができる手続の一つで、家庭裁判所への申立ては、(元)夫が行うこととなります。

【説明】

嫡出否認の手続は、父子関係の存否という家庭内のプライバシーに関わる問題を扱うものですから、できる限り非公開の場で行うとともに、話し合いによって解決することが望ましいと考えられます。そこで、公開の法廷で行われる人事訴訟（→詳しくは裁判所HP（<http://www.courts.go.jp/>）「人事訴訟手続」参照）を提起する前に、まずは非公開の調停手続（→詳しくは裁判所HP「調停手続一般」参照）によること（調停前置主義）とされています。

具体的には、(元)夫（子の父と推定される者）が、子又は親権を行使する母を相手方として、家庭裁判所に嫡出否認の調停（→詳しくは裁判所HP「嫡出否認調停」参照）を申し立てることになります。なお、嫡出否認の調停を申し立てることができる期間は、子の出生を知った時から1年以内に限られています（→Q 1 参照）。

調停とは、当事者間の話し合いによって事件を解決する手続ですが、嫡出否認の手続は、子の父が誰であるかという子の福祉にとって極めて重要な事柄を決めるものですから、単に当事者間で子の父が誰であるかということについての合意が成立しただけでは、調停成立（＝事件解決）にはなりません。この手続においては、①当事者間に申立ての趣旨（例：「子が(元)夫の嫡出子であることを否認する。」）のとおり審判を受けることについて合意が成立すること、②当事者間に父子関係の存否に関する事実関係に争いがないことに加えて、③裁判所が必要な事実の調査を行った上で①の合意を正当と認めた場合に、申立ての趣旨に沿った審判（合意に相当する審判。家事事件手続法277条）がされることになっており、それ以外の場合には、調停は不成立として終了します。例えば、②について当事者間で父子関係について争いがある場合や、③についてDNA鑑定等の事実の調査をした結果、(元)夫と子との間に父子関係が存在しないという事実が認められなかったような場合には、調停は不成立となります（調停不成立後の手続については→Q 1 0 参照）。

Q 5 親子関係不存在確認の手續は、どのようなものですか。また、強制認知の手續は、どのようなものですか。

A 5 これらの裁判手續は、嫡出推定が及ばない場合（懐胎時に外観上婚姻の実態がない場合。Q 2の〔説明〕参照）にとることができる手續です。誰が当事者となるのかについては、図2のとおりです。

〔説明〕

これらの手續においても、調停前置主義が妥当し、まず家庭裁判所に調停を申し立てるべきことは、嫡出否認の手續の場合と同様です（→Q 4参照）。

具体的には、例えば、親子関係不存在確認の手續の場合であれば子が（元）夫を相手方として、強制認知の手續の場合であれば子が血縁上の父を相手方として、それぞれ調停を申し立てることになります（→詳しくは裁判所HP「親子関係不存在確認調停」及び「認知調停」参照）。各手續における申立人と相手方、手續的要件は図2（6ページ参照）のとおりです。

これらの手續においても、申立ての趣旨に沿った審判がされるためには、嫡出否認の手續と同様に、①当事者間に申立ての趣旨（例：「子と（元）夫との間に親子関係がないことを確認する。」「子が血縁上の父の子であることを認知する。」）のと通りの審判を受けることについて合意が成立すること、②当事者間に父子関係の存否に関する事実関係に争いがないことに加えて、③裁判所が必要な事実の調査を行った上で①の合意を正当と認めたことが必要となります。

Q 6 嫡出否認の手續以外の裁判手續をとる場合にも、必ず（元）夫に関与してもらわなければならないのですか。

A 6 各裁判手續の当事者となる者や手續的要件は、図2のとおりです。

〔説明〕

調停手續においては、当事者間に合意が成立することが必要になりますので、（元）夫が当事者となる親子関係不存在確認の調停手續においては、（元）夫の調停出席が必要となります。他方、強制認知の調停手續においては、子又は母と血縁上の父が当事者となり、（元）夫は当事者ではないため、（元）夫の調停出席が必要となるわけではありません。もっとも、家庭裁判所が、嫡出推定が及ばない事情があるか否か（→Q 2参照）を審理するため等に必要と考えれば、（元）夫に手續への関与を求めることがあり得ます。

訴訟手續（→Q 10参照）においては、調停のように当事者間で合意が成立することは必要ではありませんので、（元）夫が裁判所に出頭しない場合であっても、手續が進められ、証拠による認定が行われて、判決がされます。もっとも、訴訟においても、嫡出推定が及ばない事情が必要であることには変わりありません。

Q 7 （元）夫にとっては、裁判手續に協力するメリットがないように思うのですが、裁判手續に関与してもらうことには、どのような意味があるのですか。

A 7 法律上の父子関係を定めるものであり、（元）夫にとって、裁判手續に協力するメリットは大きいといえます。

[説明]

嫡出否認、親子関係不存在確認及び強制認知の裁判手続は、法律上の父子関係を決めるものであり、これによって(元)夫が子の法律上の父として扶養義務を負わないこと、子が(元)夫の相続人にならないことが明らかになるため、(元)夫は重大な利害関係を有しています。したがって、(元)夫にとって、裁判手続に協力するメリットは大きいといえます。

Q 8 元夫のDVが原因で離婚した場合に、裁判所で元夫と顔を合わせなければならないとか、裁判手続をとることによって元夫に現住所を知られてしまうといった不都合が生じるのではないですか。

A 8 裁判所において事案に応じた措置が講じられています。裁判手続の申立ての際に裁判所に申し出てください。

[説明]

裁判所の構内で暴力を振るわれるおそれや、現住所が知られることにより生命や身体に危害が加えられるおそれがあると認められる場合などには、調停期日において当事者双方が顔を合わせないように配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、裁判所において事案に応じた措置が講じられています。このような特別の事情がある場合には、裁判手続の申立ての際に裁判所に申し出てください。

Q 9 親子関係不存在確認の調停手続を申し立てた場合、どのくらい期間がかかって、何回くらい裁判所に行くことになるのですか。

A 9 事案にもよりますが、過去の例では、おおむね、調停手続にかかった期間については1か月から3か月程度、裁判所への出頭回数については1、2回程度となっています。

[説明]

調停手続は、当事者双方が裁判所に出向いて合意することが前提になりますので、事案によっては、更に期間や回数をかけて事実の調査や意見の調整が図られることもあります。

Q 10 調停が不成立となった場合には、どうすればよいのですか。

A 10 更に裁判所で自己の主張を認めてもらいたいと考えるときは、家庭裁判所に、訴えを提起することができます。

[説明]

調停が不成立となった場合に、調停の申立人が、更に裁判所で自己の主張を認めてもらいたいと考えるときは、家庭裁判所に、嫡出否認の訴え、親子関係不存在確認の訴え又は強制認知の訴えを提起することができ、この中で父子関係の存否について審理されることとなります。このうち、親子関係不存在確認の訴え及び強制認知の訴えの場合には、訴訟手続の中で、嫡出推定が及ばない事情があること(→Q 2参照)を主張し、立証する必要があります。

【裁判手続により(元)夫の子でないと認定された場合の子の戸籍】

Q 1 1 裁判手続により、(元)夫の子でないと認定された場合、戸籍はどうなるのですか。

A 1 1 母が夫と離婚している場合は、子は母の戸籍に記載されます。母が夫と離婚していない場合は、子は父母婚姻中の戸籍に記載されます。

〔説明〕

市区町村の戸籍窓口において、以下の戸籍の届出などの手続をとっていただく必要がありますが、子の母が既に夫と離婚しているかどうかで手続が違います。(なお、戸籍窓口での手続は、本籍地の市区町村に限らず、届出をする方の所在地の市区町村でも行うことができます。)

(1) 夫と離婚している場合(注1)

出生届書、裁判書の謄本(嫡出否認、親子関係不存在確認若しくは強制認知の申立て又は請求を認容する審判書又は判決書の謄本)及び確定証明書(審判や判決が確定したことを示す証明書。審判又は判決をした裁判所の書記官が発行します。)を市区町村の戸籍窓口へ提出していただくことによって、子は母の戸籍に記載されます。この場合、子は母の氏を称し、その父欄は空欄となります(子が母の婚姻中に出生している場合は、注2参照)。

強制認知の裁判手続をとっているときは、上記に加え、裁判認知の届書を市区町村の戸籍窓口へ提出していただくことによって、子の父欄に血縁上の父の氏名が記載されます。

(注1) 既に元夫の子として出生の届出をしている場合は、戸籍訂正申請書、裁判書の謄本及び確定証明書を市区町村の戸籍窓口へ提出していただくことによって、子は元夫の戸籍から削除され、母の戸籍に記載されます。この場合、子は母の氏を称し、その父欄は空欄となります。

強制認知の裁判手続をとっているときは、上記に加え、裁判認知の届書を市区町村の戸籍窓口へ提出していただくことによって、子の父欄に血縁上の父の氏名が記載されます。

(注2) 母が元夫の氏を称する婚姻中に子を出産し、その後離婚により復氏していた場合には、親子関係不存在確認の手続又は強制認知の手続をとったとしても、子の氏が元夫の氏(無戸籍の方の出生時の母の氏)となり、離婚後の母の氏とは異なることとなるため、そのままでは元夫の戸籍に記載されることとなります。そこで、家庭裁判所において、無戸籍の方について、「母の元夫の氏」から「母の氏」に変更することの許可(民法791条1項)を得た上で、出生届書の「その他」欄に「母の氏を称する入籍」と記載をすることによって、無戸籍の方は母の戸籍に記載されることとなります。

(2) 夫と離婚していない場合(注3)(注4)

出生届書、裁判書の謄本及び確定証明書を市区町村の戸籍窓口へ提出していただくことによって、子は、夫婦の戸籍に記載されます。嫡出否認の手続又は親子関係不存在確認の手続をとった場合、子は夫婦の氏を称し、その父欄は空欄となります。

強制認知の裁判手続をとっているときは、上記に加え、裁判認知の届書を市区町村の戸籍窓口へ提出していただくことによって、子の父欄に血縁上の父の氏名が記載されます。

(注3) 離婚の手続がとられない限り、子を夫婦の戸籍に記載することとなります。

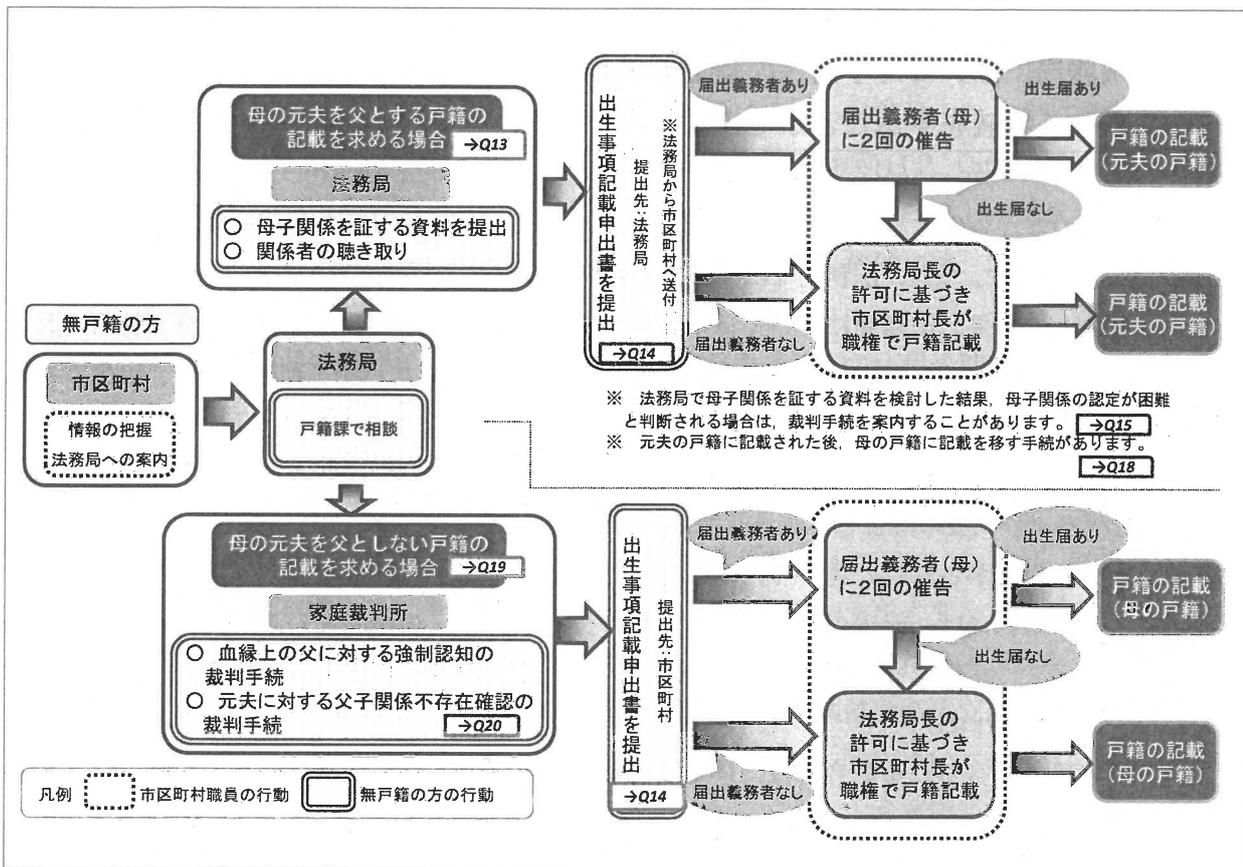
(注4) 既に夫の子として出生の届出をしている場合は、戸籍訂正申請書、裁判書の謄本及び確定証

明書を市区町村の戸籍窓口に提出していただくことによって、夫婦の戸籍中、子の父欄に記載されている夫の氏名が削除されます。この場合、子は夫婦の氏を称します。

強制認知の裁判手続をとっている場合には、上記に加え、裁判認知の届書も提出していただくことによって、子の父欄に血縁上の父の氏名が記載されます。

1-2 戸籍記載のための手続（無戸籍の方が自らを戸籍に記載するための手続）

出生の届出がされず、戸籍がつくられていない子が自ら法的な手続をとることができるようになった場合、どのような手続を行えば、自己を戸籍に記載することができるかの概要は次の図のとおりです。



Q 1 2 出生の届出がされず、戸籍がつくられていない子が自ら法的な手続をとることができるようになった場合で、母が既に離婚しているときは、どのような手続を行えば、戸籍に記載されるのでしょうか。

A 1 2 母の元夫を父とする戸籍の記載を求める場合はQ 1 3～Q 1 8を、元夫を父としない戸籍の記載を求める場合はQ 1 9～Q 2 2を御覧ください。

〔説明〕

母の元夫を父とする戸籍の記載を求めるか、元夫を父としない戸籍の記載を求めるかによって、手続が異なります。

無戸籍の方が元夫を父とする戸籍の記載を求める場合には、法務局において母子関係の認定をする

ことができる限り、裁判手続によることなく手続をすることができます。この場合には、原則として、元夫の氏を称し、その戸籍に記載されることとなります（詳しくは→Q13からQ17まで参照）。ただし、その後、母の戸籍に記載を移す手段があります（詳しくは→Q18参照）。

無戸籍の方が元夫を父としない戸籍の記載を求める場合には、裁判手続において嫡出推定の及ばない事情が証明されれば、嫡出否認の手続によることなく元夫との父子関係を争うことが可能とされており、その結果、元夫との間に父子関係がないことが明らかになれば、母の氏を称し、その戸籍に記載されることとなります（詳しくは→Q19からQ22まで参照）。

【母の元夫を父とする戸籍の記載を求める方法（Q13～Q18）】

Q13 無戸籍の方が母の元夫を父としてその戸籍に記載されることを求める場合の手続は、どのようなものですか。

A13 法務局において母子関係の認定をすることができる場合は、裁判手続によることなく手続をすることができます。

【説明】

まず、無戸籍の方から出生証明書や母子健康手帳など、母子関係があることを証する書面を法務局に提出していただきます。また、法務局では、併せて無戸籍の方本人や関係者から聴き取りを行います。

このような調査の結果、法務局において母子関係があるとの認定をすることができる判断された場合（認定をすることができない場合については→Q15参照）には、無戸籍の方から「出生事項記載申出書」（→Q14参照）を提出していただきます（注1）。

法務局は、元夫の本籍地の市区町村にこの申出書を送付し、送付を受けた市区町村から母に対し、出生の届出をするよう二度の催告をします（注2）。

それでも出生の届出がされない場合や、母が死亡し、又は所在不明になっていることから催告をすることができない場合には、元夫の本籍地の市区町村長において、法務局長の許可を得た上で、職権で無戸籍の方を元夫の戸籍に記載します。この場合、無戸籍の方は母の元夫の氏を称し、その父欄には元夫の氏名が記載されます。

（注1） 母の協力が得られる場合には、最寄りの市区町村又は本籍地の市区町村の戸籍窓口から出生の届出をする方法により、元夫の戸籍に記載することもできます。

（注2） 母が催告に応じて出生の届出をする場合も、注1と同様になります。

Q14 「出生事項記載申出書」とは、どのようなものですか。

A14 無戸籍の方本人を含め、出生届の届出義務者（父母等）ではない方が、市区町村長に対し、無戸籍の方が出生した事実を戸籍に記載をするよう申し出るための書面です。

Q15 法務局において母子関係の認定をすることができない場合には、どのような手続をとればよいのですか。

A15 裁判手続によることとなります。

〔説明〕

家庭裁判所においては、DNA鑑定等の結果に基づいて、母子関係の認定をすることができます。裁判手続の具体的な方法としては、①母を相手として、母子関係があることの確認を求める親子関係存在確認の手続（→Q16参照）があります。また、証拠となる資料が乏しい等の理由により、裁判手続においても母子関係が認められなかったような場合には、無戸籍の方を戸籍に記載するための裁判手続として、②就籍許可の手続（→Q23参照）があります。これらの手続をとった上で、市区町村の戸籍窓口で就籍の届出を行う必要があります。

Q16 母との間の親子関係存在確認の手続は、どのようなものですか。

A16 母を相手方として、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。

〔説明〕

親子関係存在確認の手続は、親子関係の存否という家庭内のプライバシーに関わる問題扱うものですから、できる限り非公開の場で行うとともに、話し合いによって解決することが望ましいと考えられます。そこで、公開の法廷で行われる人事訴訟（→詳しくは裁判所HP（<http://www.courts.go.jp/>）「人事訴訟手続」参照）を提起する前に、まずは非公開の調停手続（→詳しくは裁判所HP「調停手続一般」参照）によること（調停前置主義）とされています。具体的には、無戸籍の方が母を相手方として、調停を申し立てることになります。

調停とは、当事者間の話し合いによって事件を解決する手続ですが、親子関係存在確認の手続は、子の母が誰であるかという子の福祉にとって極めて重要な事柄を決めるものですから、単に当事者間で子の母が誰であるかということについての合意が成立しただけでは、調停成立（＝事件解決）にはなりません。この手続においては、①当事者間に申立ての趣旨（例：「子と母との間に親子関係があることを確認する。」）のとおり審判を受けることについて合意が成立していること、②当事者間に親子関係の存否に関する事実関係に争いが無いことに加えて、③裁判所が必要な事実の調査を行った上で①の合意を正当と認めた場合に、申立ての趣旨に沿った審判（合意に相当する審判。家事事件手続法277条）がされることになっており、それ以外の場合には、調停は不成立として終了します。例えば、②について当事者間で母子関係について争いがある場合や、③についてDNA鑑定等の事実の調査をした結果、母とされる者と子との間に母子関係が存在するという事実が認められなかったような場合には、調停は不成立となります。

調停が不成立となった場合に、調停の申立人が、更に裁判所で自己の主張を認めてもらいたいと考えるときは、家庭裁判所に、親子関係存在確認の訴えを提起することができます。この中で母子関係の存否について審理されることとなります。この場合には、訴訟手続の中で、母子関係のあることを主張し、立証する必要があります。家庭裁判所は、母子関係の存在を認めることができれば、母子関係があることを確認する旨の判決をします。

その上で、無戸籍の方において、市区町村の戸籍窓口で就籍届書、裁判書の謄本（親子関係存在確認の申立て又は請求を認容する審判書又は判決書の謄本）及び確定証明書（審判や判決が確定したことを示す証明書。審判又は判決をした裁判所の書記官が発行します。）を提出していただくことによって、無戸籍の方は母の元夫の戸籍に記載されます。この場合、無戸籍の方は元夫の氏を称し、その父欄には元夫の氏名が記載されます。

Q 1 7 母が死亡し、又は所在不明となっている場合にも親子関係存在確認の手続をとることができるのですか。

A 1 7 親子関係存在確認の訴えを提起することができます。

〔説明〕

母が死亡している場合には、調停を経ずに、検察官を被告として、親子関係存在確認の訴えを提起することができます（家事事件手続法257条2項ただし書。人事訴訟法12条3項）。また、母が所在不明の場合にも、調停を経ずに、親子関係存在確認の訴えを提起した上で、公示送達の方法によって訴状を送達することができます（家事事件手続法257条2項ただし書。民事訴訟法110条）。いずれの場合も、家庭裁判所は、母が出頭しないまま審理を行い、判決をすることができます。

Q 1 8 無戸籍の方が母の元夫の戸籍に記載された後、母の戸籍に記載を移すことはできますか。

A 1 8 無戸籍の方が母の元夫の氏を称してその戸籍に記載されても、その後、裁判手続により、離婚後の母の氏に変更し、その戸籍に記載を移すことができます。

〔説明〕

元夫の氏を称して婚姻した母は、離婚により婚姻前の氏に復し、元夫とは別の戸籍に記載されることとなります。しかし、母と子の氏が同じでなければ一つの戸籍に同籍できません。そこで、家庭裁判所において、無戸籍の方について、「母の元夫の氏」から「母の氏」に変更することの許可（民法791条1項）を得た上で、母の戸籍への入籍の届出をすることによって、無戸籍の方は母の戸籍に記載されることとなります。この場合、無戸籍の方は母の氏を称し、その父欄には元夫の氏名が記載されます。なお、元夫の戸籍中、無戸籍の方の記載部分には、「除籍」との記載が加えられます。

【母の元夫を父としない戸籍の記載を求める方法（Q 1 9～Q 2 2）】

Q 1 9 無戸籍の方が母の元夫を父としない戸籍の記載を求める場合の手続は、どのようなものですか。

A 1 9 嫡出否認の手続によらない場合であっても、嫡出推定が及ばないことが、医師の作成した証明書や裁判手続（親子関係不存在確認・強制認知）によって認められるときは、戸籍上、母の(元)夫の子として取り扱われません。

〔説明〕

嫡出推定が及ぶ場合には、母の元夫からの嫡出否認の手続によらなければ、父子関係を争えないのが原則です（→Q 4 参照）。しかしながら、嫡出否認の訴えに関し、申立てをすることができるのは元夫のみで、しかも、申立てをすることができる期間は、元夫が子の出生を知った時から1年以内に限られていますので、無戸籍の方が自ら法的な手続をとることができるようになった頃にはこの期間を過ぎていくことが多いものと考えられます。

もっとも、戸籍事務の担当者に、嫡出推定が及ばないということがはっきり分かれば、嫡出否認の手続によることなく、戸籍上元夫の子とはしないという取扱いが可能です。そのような例としては、

まず、離婚後300日以内に出生した子であっても、医師の作成した証明書により、婚姻中に懐胎した子ではないこと（＝離婚後に懐胎したこと）を直接証明することができる場合があります（→Q3参照）。

このほかにも、裁判手続において嫡出推定が及ばない事情が証明されれば、嫡出否認の手続によることなく元夫との父子関係を争うことが可能とされており、その結果、元夫との間に父子関係がないことが明らかになれば、戸籍上も元夫の子として取り扱わないことが可能です。どのような場合に嫡出推定が及ばない事情があるといえるかについて、最高裁判所は、「妻が子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合」と判示しており（最判平成12年3月14日・集民197号375頁）、一般的には、母の懐胎時に外観上婚姻の実態がない場合をいうと解されています。裁判手続によらなければならないのは、このような事情があるか否かについて、市区町村の戸籍窓口で調査し認定することは困難なためです。

裁判手続の具体的な方法としては、①元夫を相手として、父子関係がないことの確認を求める親子関係不存在確認の手続、②血縁上の父を相手として、子であると認めることを求める強制認知の手続があります。これらの方法であれば、元夫からしかできない嫡出否認の手続と異なり、無戸籍の方又は母が自ら行うことができます（→Q20参照）。

Q20 親子関係不存在確認の手続は、どのようなものですか。また、強制認知の手続は、どのようなものですか。

A20 これらの裁判手続は、嫡出推定が及ばない場合（懐胎時に外観上婚姻の実態がない場合。Q19の〔説明〕参照）にとることができる手続です。誰が当事者となるのかについては、図2（6ページ参照）のとおりです。

〔説明〕

これらの手続においても、調停前置主義が妥当し、まず家庭裁判所に調停を申し立てるべきことは、親子関係存在確認の手続の場合と同様です（→Q16参照）。

具体的には、例えば、親子関係不存在確認の手続の場合であれば子が母の元夫を相手方として、強制認知の手続の場合であれば子が血縁上の父を相手方として、それぞれ調停を申し立てることになります（→詳しくは裁判所HP「親子関係不存在確認調停」及び「認知調停」）。各手続における申立人と相手方、手続的要件は図2（6ページ参照）のとおりです（元夫の裁判手続への関与の有無等については→Q6、Q7参照。親子関係不存在確認の調停手続に要する期間等については→Q9参照）。

これらの手続においても、申立ての趣旨に沿った審判がされるためには、嫡出否認の手続と同様に、①当事者間に申立ての趣旨（例：「子と元夫との間に親子関係がないことを確認する。」「子が血縁上の父の子であることを認知する。」）のとおり審判を受けることについて合意が成立していること、②当事者間に父子関係の存否に関する事実関係に争いが無いことに加えて、③裁判所が必要な事実の調査を行った上で①の合意を正当と認めたことが必要となります。

調停が不成立となった場合に、調停の申立人が、更に裁判所で自己の主張を認めてもらいたいと考えるときは、家庭裁判所に、親子関係不存在確認の訴え又は強制認知の訴えを提起することができ、この中で父子関係の存否について審理されることとなります。この場合には、訴訟手続の中で、嫡出推定が及ばない事情があること（→Q19参照）を主張し、立証する必要があります。なお、これら

の裁判手続においては、父子関係の存否を検討する当然の前提として、母子関係の存否についても審理され、事実の認定がされることになります。

Q 2 1 母の元夫又は血縁上の父が死亡し、又は所在不明となっている場合にも親子関係不存在確認の手続又は強制認知の手続をとることができるのですか。

A 2 1 手続をとることができます。(血縁上の父が死亡している場合の強制認知の手続は、死亡の日から3年以内に限りませう。)

[説明]

親子関係不存在確認の手続の場合、母の元夫が死亡しているときには、調停を経ずに、検察官を被告として、親子関係不存在確認の訴えを提起することができます。

強制認知の手続の場合、血縁上の父が死亡しているときには、調停を経ずに、その死亡の日から3年以内に限り、検察官を被告として、強制認知の訴えを提起することができます。

また、いずれの手続の場合も、元夫又は血縁上の父が所在不明のときには、調停を経ずに、親子関係不存在確認の訴え又は強制認知の訴えを提起した上で、公示送達の方法によって訴状を送達することができます。いずれの場合も、家庭裁判所は、元夫又は血縁上の父が出頭しないまま審理を行い、判決をすることができます。

Q 2 2 裁判手続により、母子関係を認定した上で、母の元夫の子でないと認定された場合、戸籍はどうなるのですか。

A 2 2 無戸籍の方から出生事項記載申出書等を提出していただきます。出生の届出をするよう市区町村から母に対して催告をしても届出がされない場合は、市区町村長において、法務局長の許可を得た上で、職権で無戸籍の方を戸籍に記載します。

[説明]

無戸籍の方から出生事項記載申出書(→Q 1 4参照)、裁判書の謄本(親子関係不存在確認若しくは強制認知の申立て又は請求を認容する審判書又は判決書の謄本)及び確定証明書を市区町村の戸籍窓口提出していただきます(注1)(注2)。また、強制認知の手続をとっているときは、上記に加え、裁判認知の届書を提出していただきます。

これを受けて、母の本籍地の市区町村から母に対し、出生の届出をするよう二度の催告をします(注3)。

それでも出生の届出がされない場合や、母が死亡し、又は所在不明になっていることから催告をすることができない場合には、母の本籍地の市区町村長において、法務局長の許可を得た上で、職権で無戸籍の方を母の戸籍に記載します。この場合、無戸籍の方は母の氏を称し、その父欄は、親子関係不存在確認の手続をとっている場合には空欄となり、強制認知の手続をとっている場合には血縁上の父の氏名が記載されます。

(注1) 母が元夫との婚姻中に無戸籍の方を出産し、その後離婚により復氏していた場合には、親子関係不存在確認の手続又は強制認知の手続をとったとしても、子の氏が元夫の氏(無戸籍の方

の出生時の母の氏)となり、離婚後の母の氏とは異なることとなるため、そのままでは元夫の戸籍に記載されることとなります。そこで、出生事項記載申出書を提出する前に、あらかじめ家庭裁判所において、無戸籍の方について、「母の元夫の氏」から「母の氏」に変更することの許可(民法791条1項)を得た上で、出生事項記載申出書の「その他」欄に「母の氏を称する入籍」と記載をすることによって、無戸籍の方は母の戸籍に記載されることとなります。

(注2) 母の協力が得られる場合には、最寄りの市区町村又は本籍地の市区町村の戸籍窓口から母から出生の届出をする方法により、母の戸籍に記載することもできます。

(注3) 母が催告に応じて出生の届出をする場合も、注1と同様となります。

Q 2 3 就籍許可の裁判手続は、どのようなものですか。

A 2 3 就籍許可の裁判手続は、家庭裁判所の許可により、本籍を有しない者について本籍を設け、戸籍に記載するための手続です。相手方はなく、調停を経る必要もありません。

[説明]

家庭裁判所は、その審理において、無戸籍の方が日本国籍を有しており、かつ、戸籍法110条1項に規定する「本籍を有しない者」(「本籍の有無が不明である場合」を含む。)と認められれば、就籍許可の審判をします。一般的には、通称を戸籍上の氏名として就籍許可の審判がされます。

日本国籍を有するかどうかは国籍法の規定によることとなります。国籍法2条は、①父母のいずれかが日本国籍を有している場合(1号2号)だけでなく、②日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき又は国籍を有しないとき(3号)も、子は出生により日本国籍を取得すると規定しています。最高裁判所は、「国籍法2条3号にいう『父母がともに知れないとき』とは、父及び母のいずれもが特定されないときをいい、ある者が父又は母である可能性が高くても、これを特定するに至らないときも、右の要件に当たる」としています(最判平成7年1月27日・民集49巻1号56頁)。

就籍許可の審判を経た上で、無戸籍の方が、市区町村の戸籍窓口で就籍届書及び裁判書の謄本を提出していただくことによって、無戸籍の方の新戸籍が編製されます。この場合、無戸籍の方は許可された氏を称し、その父母欄は空欄となります。

【無戸籍の方の婚姻】

Q 2 4 無戸籍であっても婚姻することはできますか。

A 2 4 市区町村長は、婚姻要件を備えていることを確認することができれば、婚姻の届出を受理します。受理されることにより婚姻は成立します。

[説明]

婚姻要件とは、例えば、婚姻当事者が日本人である場合は、①当事者間に婚姻の意思があること(民法742条1号)、②婚姻適齢に達していること(民法731条)、③配偶者のないこと(民法732条)などがこれに当たります。

無戸籍者の方に関する戸籍の届出をすることをお考えの場合は、最寄りの市区町村の戸籍窓口又は法務局・地方法務局にお尋ねください。

2 戸籍に記載される前であっても受けることができる行政サービス等

手続をとっている場合であっても、戸籍に記載されるまでには時間を要します。戸籍に記載される前であっても、一定の要件の下、以下のような行政サービス等を受けることが可能です。

(1) 住民票への記載

出生した子の住民票の記載がされるためには、戸籍法に基づく出生届が受理されていることが必要です。

しかしながら、民法772条による嫡出推定が及ぶことに関連して、出生届がされていない場合であっても、親子関係不存在確認や強制認知等外形的に子の身分関係を確定するための手続を行っているときは、市区町村長は、当該手続が行われていることの疎明資料その他必要書類を添付の上申出を受け、申出内容を審査の上適当と認める場合に職権でその子の住民票の記載をすることができることとされています。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

(総務省：平成20年7月7日付け総行市第143号通知、平成24年7月25日付け総行住第74号通知)

(2) 児童福祉行政上の取扱いについて

ア 児童手当

出生証明書により、児童及びその母が確認でき、かつ、児童が国内に居住している実態を確認できれば、児童手当の支給対象となります。

イ 児童扶養手当

ひとり親のご家庭等に支給する児童扶養手当については、出生証明書により、児童及びその母が確認でき、かつ、児童が国内に居住している実態を確認できれば、児童扶養手当の支給対象となります。

ウ 保育所・認定こども園・家庭的保育事業等

市区町村に小学校就学前子どもが居住している実態を確認することができれば、支給認定を受けた上で、保育所・認定こども園・家庭的保育事業者等を利用することができ、子どものための教育・保育給付の対象となります。

エ 母子保健

市区町村に居住している実態を確認することができれば、母子保健に関する事業（母子健康手帳の交付、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査等）の対象となります。

オ 特別児童扶養手当

調査により当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、特別児童扶養手当の支給対象とすることができます。

カ 障害児福祉手当

調査により当該児童が福祉事務所所管区域内に居住している実態を確認できれば、障害児福祉手当の支給対象とすることができます。

キ 障害児通所給付費等

当該障害児の保護者が当該市町村に居住している実態を確認できれば、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、障害児入所給付費の支給対象とすることができます。

以上の事業について、詳しくは、市区町村窓口にお尋ねください。また、手当等の受給に当たっては、上記を除く各種要件を満たす必要がありますので御留意ください。

(内閣府・厚生労働省：平成28年10月21日付け事務連絡「無戸籍の児童に関する児童福祉等行政上の取扱いについて」)

(3) 国民健康保険の取扱いについて

他の公的医療保険に加入していない場合、市区町村に居住している実態を確認することができれば、被保険者として適用する取扱いとなります。

詳しくは、市区町村窓口にお尋ねください。また、手当等の受給に当たっては、上記を除く各種要件を満たす必要がありますので御留意ください。

(厚生労働省：平成19年3月23日付け事務連絡「離婚後300日以内に出生した子につき、出生届がなされない等の事情により戸籍及び住民票に記載のない児童に関する国民健康保険資格の取扱いについて」)

(4) 生活保護制度の取扱いについて

戸籍の有無を要件としておらず、自らの利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮している方に対して保護を適用することとしています。

詳しくは、市区町村窓口にお尋ねください。また、手当等の受給に当たっては、上記を除く各種要件を満たす必要がありますので御留意ください。

(5) 旅券

旅券の発給の申請をするためには、原則として、戸籍謄本又は戸籍抄本を提出しなければなりません。もっとも、人道上的やむを得ない理由により、戸籍への記載を待たずに渡航しなければならない特別の事情があると認められる場合には、親子関係不存在確認や強制認知等の手続を行っていることの疎明資料その他必要書類を提出することによって旅券の発給を受けることができることとされています。旅券の発給について、詳しくは、都道府県の旅券事務所にお尋ねください。

(外務省：平成19年5月25日付け事務連絡「戸籍に記載のない者からの旅券発給申請について（事務手続）」)

(6) 小学校、中学校等への就学

文部科学省においては、市区町村の教育委員会に対して、戸籍や住民基本台帳に記載されていない場合であっても、義務教育の年齢にあたる6～15歳の子供について、その市区町村に居住していれば、小学校や中学校等に就学させるよう指導しているところです。

現在、6～15歳の子供がいる保護者は、子供の就学の機会を逸することのないよう、直ちにお住まいの市区町村の教育委員会において就学に関する案内を受けてください。

なお、就学前となる5歳の子供がいる保護者におかれては、小学校等への入学に当たって必要な健康診断（無償）が早ければ、10月1日から始まります。子供の就学の機会を逸することのないよう、お住まいの市区町村の教育委員会において入学に関する案内を受けてください。

また、経済的な理由により就学が困難と認められる場合には、学用品費や学校給食費等について、援助を受けることもできます。あわせて、市区町村の教育委員会に相談してください。

(文部科学省：平成27年7月8日付け27初初企第12号通知)

3 民事法律扶助制度の概要

(1) 民事法律扶助制度とは

民事法律扶助制度は、資力の乏しい方が法的トラブルに遭った場合等に以下の援助を行うものであり、国民の裁判を受ける権利（憲法32条）を実質的に保障するもの

法律相談援助

弁護士等による法律相談を無料で実施

代理援助

民事裁判等で自己の権利を実現できるよう弁護士費用等を立替え

書類作成援助

裁判所提出書類の作成にかかる弁護士費用等を立替え

(2) 民事法律扶助の対象者

国民または我が国に住所を有し適法に在留する者で、以下の条件を満たす者

ア 資力が一定額以下であること

原則として、申込者及びその配偶者の収入・資産で判断（夫婦間の紛争の場合を除く）

① 収入等

	単身者	2人家族	3人家族	4人家族
手取り月収 <small>（居住地が生活保護一級地の場合）</small>	182,000円以下 <small>（200,200円以下）</small>	251,000円以下 <small>（276,100円以下）</small>	272,000円以下 <small>（299,200円以下）</small>	299,000円以下 <small>（328,900円以下）</small>
家賃・住宅ローンを負担している場合の加算限度額 <small>（居住地が東京都特別区の場合）</small>	41,000円 <small>（53,000円）</small>	53,000円 <small>（68,000円）</small>	66,000円 <small>（85,000円）</small>	71,000円 <small>（92,000円）</small>

※5人家族以上は、1人増につき30,000円（居住地が生活保護一級地の場合は33,000円）を加算

※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額を控除

※代理援助・書類作成援助の場合には、同居している家族から金銭的な援助を受けている場合、その金額と申込者の手取り月収との合計額が、上表の基準以下であることが必要

② 資産

法律相談援助の場合

	単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
現金・預貯金の合計	180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額を控除

代理援助・書類作成援助の場合

※不動産（自宅や係争物件を除く）、有価証券などの資産を保有する場合は、その時価と現金・預貯金との合計額が上表の基準以下であることが必要

イ 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含む

ウ 民事法律扶助の趣旨に適すること

相手方への嫌がらせや自己宣伝、報復的感情を満たすだけのもの、権利濫用的な訴訟の場合は援助不可

(3) 民事法律扶助の対象事件（民事裁判等手続）

民事訴訟・民事保全・民事執行・破産・非訟・調停・家事審判その他裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続（これらに先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む）

(4) 主な事件の立替額の例

法律相談援助	費用
弁護士等による相談	0円

※弁護士等には、法テラスから法律相談費（1件5,400円）が支払われる

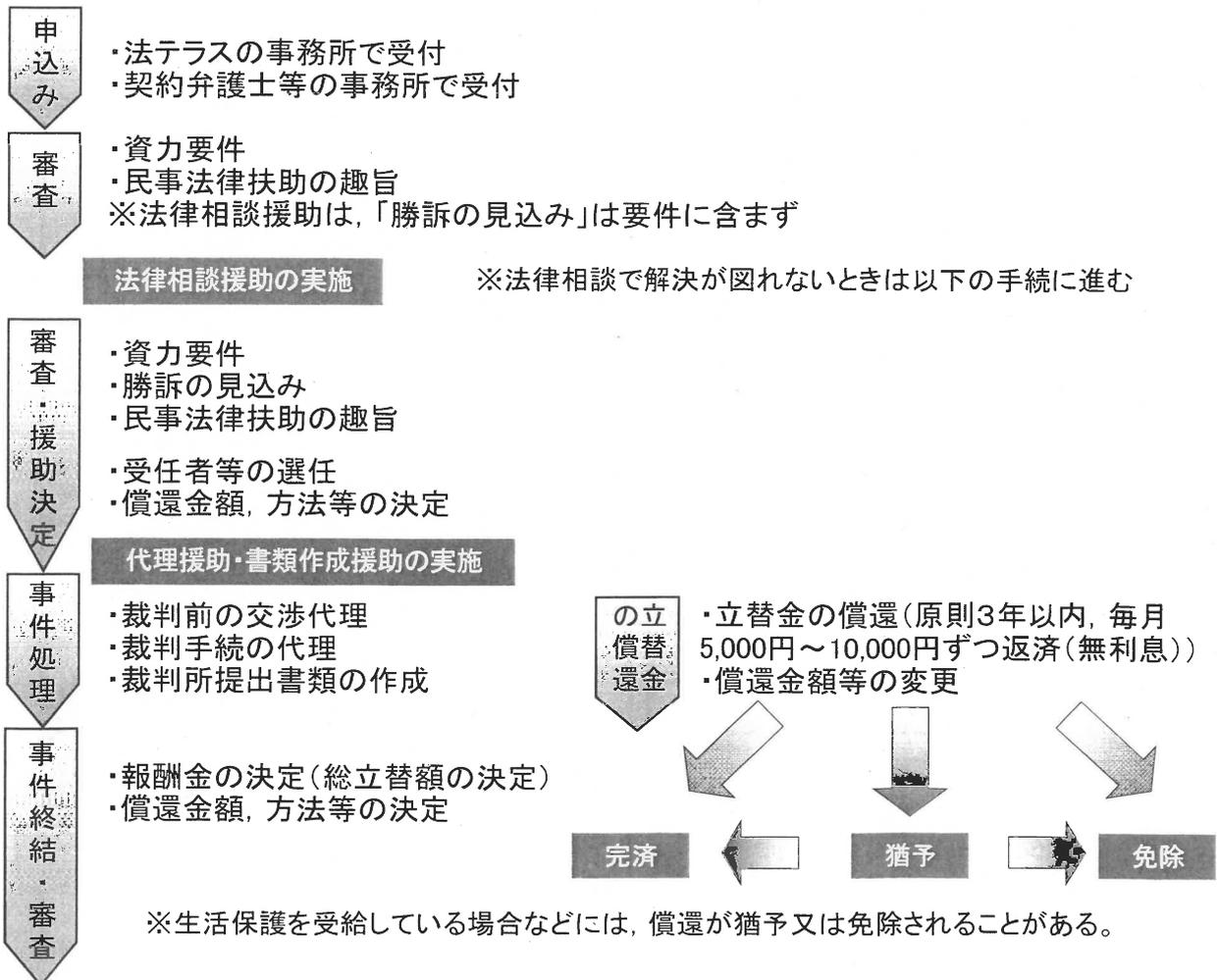
代理援助	実費	着手金	立替金合計
就籍許可	10,000円	43,200円	53,200円
親子関係不存在確認、認知の訴え	35,000円	226,800円	261,800円

※DNA鑑定料も立替えの対象となる（ただし上限があり、DNA鑑定が、訴訟上の準備・追行上不可欠な場合とそうでない場合とで上限額が異なる。訴訟上の準備・追行上不可欠な場合の上限額は514,285円）。

※別途、事件の結果に応じて決定された報酬金を立て替える場合あり

書類作成援助	実費	報酬	立替金合計
親子関係不存在確認訴訟や認知の訴えについての訴状の作成	15,000円	27,000円	42,000円
就籍許可申立書作成	10,000円	27,000円	37,000円

(5) 手続の流れ



4 相談窓口

無戸籍相談窓口一覧(法務局・地方法務局)

●「無戸籍者の相談」とお伝えください。

法務局 地方法務局	電話番号
札幌	011-709-2311
函館	0138-23-9526
旭川	0166-38-1165
釧路	0154-31-5015
仙台	022-225-5611
福島	024-534-1933
山形	023-625-1321
盛岡	019-624-1141
秋田	018-862-6531
青森	017-776-9021
東京	03-5213-1344
横浜	045-641-7461
さいたま	048-851-1000
千葉	043-302-1316
水戸	029-227-9911
宇都宮	028-623-0921
前橋	027-221-4420
静岡	054-254-3555
甲府	055-252-7176
長野	026-235-6629
新潟	025-222-1565
名古屋	052-952-8130
津	059-228-4192
岐阜	058-245-3181
福井	0776-22-4344
金沢	076-292-7829
富山	076-441-0550

法務局 地方法務局	電話番号
大阪	06-6942-9459
京都	075-231-0131
神戸	078-392-1821
奈良	0742-23-5534
大津	077-522-4671
和歌山	073-422-5131
広島	082-228-5765
山口	083-922-2295
岡山	086-224-5659
鳥取	0857-22-2260
松江	0852-32-4230
高松	087-821-6191
徳島	088-622-4824
高知	088-822-3331
松山	089-932-5712
福岡	092-721-9334
佐賀	0952-26-2185
長崎	095-820-5953
大分	097-532-3347
熊本	096-364-2182
鹿児島	099-259-0668
宮崎	0985-22-5250
那覇	098-854-7953

※受付時間:(平日)午前8時30分～午後5時15分



無戸籍相談窓口一覧(弁護士会)

●「無戸籍者の相談」とお伝えください。

弁護士会	電話番号	受付時間
東京	子どもの人権110番 03-3503-0110	平日 13:30~16:30 17:00~20:00 土曜 13:00~16:00
第一東京	家事法制委員会 03-3595-8583	平日 9:30~17:00
第二東京	子どもの悩みごと相談 03-3581-1885	火・木・金曜 15:00~19:00
神奈川県	子どもお悩みダイヤル 045-211-7703	平日 9:30~12:00 13:00~16:30
埼玉	法律相談センター 048-710-5666	平日 9:30~17:00
千葉県	千葉県弁護士会(代表) 043-227-8431	平日 10:00~11:30 13:00~16:00
茨城県	子どもの権利110番 029-221-3501	平日 10:00~12:00 13:00~16:00
栃木県	子どもの権利相談 028-689-9001	第4土曜 10:00~12:00
群馬	子どもの人権110番 027-234-9321	平日 10:00~12:00 13:00~17:00
静岡県	子どもの権利相談 ①静岡支部 054-252-0008 ②浜松支部 053-455-3009 ③沼津支部 055-931-1848	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
山梨県	無戸籍者に関する相談窓口 055-235-7202	平日 9:30~17:00
長野県	子どもの人権相談 026-232-2104	平日 9:30~16:30
新潟県	新潟県弁護士会 025-222-5533	平日 9:00~17:00
大阪	委員会部人権課 06-6364-1227	平日 9:00~18:00
京都	①法律相談センター ②子どもの権利110番 075-231-2378	平日 9:00~12:00 13:00~17:00 金曜 15:00~16:30
兵庫県	子どもの悩みごと相談 078-341-8227 078-341-1779(FAX)	平日 9:00~17:00
奈良	子どもの悩みごと相談 0742-81-3784	平日 9:30~17:00
滋賀	こどもの悩みごと110番 0120-783-998	水曜 15:00~17:00
和歌山	和歌山弁護士会(代表) 073-422-4580	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
愛知県	子どもの人権相談 ・電話 052-586-7831 ・面談 052-565-6110	土曜 9:45~17:15
三重	こども弁護士ダイヤル 059-224-7950	平日 9:00~12:00 13:00~15:00
岐阜県	岐阜県弁護士会(代表) 058-265-0020	平日 9:30~17:00
福井	福井弁護士会(代表) 0776-23-5255	平日 9:00~17:00
金沢	法律相談センター 076-221-0242 子どものなやみごと相談 076-221-0831	平日 8:30~17:00 木曜 12:30~16:30
富山県	富山県弁護士会(代表) 076-421-4811	平日 9:00~17:30

弁護士会	電話番号	受付時間
広島	法律相談センター 082-225-1600	9:30~16:00
山口県	山口県弁護士会(代表) 083-922-0087	平日 9:00~17:00
岡山	無戸籍に関する弁護士相談 086-223-4401	平日 9:00~17:00
鳥取県	法律相談センター ①鳥取地区 0857-22-3912 ②倉吉地区 0858-24-0515 ③米子地区 0859-23-5710	平日 9:00~17:00
島根県	子どもの権利相談 0852-21-3450	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
福岡県	子どもの人権110番 092-752-1331	土曜 12:30~15:30
佐賀県	佐賀県弁護士会(代表) 0952-24-3411	平日 9:00~17:30
長崎県	無戸籍者問題相談窓口 095-824-3903	平日 10:00~16:00
大分県	法律相談センター 097-536-1458	平日 9:00~17:30
熊本県	子どもの人権相談 096-325-0913	第3土曜 14:00~16:00
鹿児島県	法律相談センター 099-226-3765	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
宮崎県	宮崎県弁護士会(代表) 0985-22-2466	平日 9:00~17:00
沖縄	法律相談センター 098-865-3737	平日 9:00~17:00
仙台	子ども悩みごと電話相談 022-263-7585	平日 9:30~16:30
福島県	子ども相談窓口 024-533-8080	平日 10:00~17:00
山形県	法律相談センター 023-635-3648	月・火・木・金曜 9:00~17:00 水曜 9:00~18:30
岩手	無戸籍者法律相談 019-623-5005	平日 9:00~17:00
秋田	子どもの人権無料法律相談 018-896-5599	平日 9:00~17:00
青森県	青森県弁護士会(代表) 017-777-7285	平日 9:00~17:00
札幌	札幌弁護士会(代表) 011-281-2428	平日 9:00~17:00
函館	函館弁護士会(代表) 0138-41-0232	平日 9:00~17:00
旭川	旭川弁護士会(代表) 0166-51-9527	平日 9:00~17:00
釧路	法律相談センター 0154-41-3444	平日 9:00~17:00
香川県	子どもの権利110番 087-822-3693	平日 9:00~17:00
徳島	子どもの権利110番 088-652-5768	平日 9:30~17:00
高知	子どもの権利110番 088-872-0324	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
愛媛	愛媛弁護士会(代表) 089-941-6279	平日 9:00~12:00 13:00~17:00

※詳しい実施状況については各弁護士会へお問合せください。

民事法律扶助制度の利用について(法テラス)

●法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570 - 078374

※受付時間:(平日)午前9時～午後9時,(土曜)午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

人権相談(法務局・地方法務局)

相談内容	電話番号
人権問題一般 (差別やプライバシー侵害など 様々な人権問題について)	● <u>みんなの人権110番</u> ゼロゼロみんなのひやくとおぼん 0570 - 003 - 110 (全国共通)
子どもの人権問題 (学校でのいじめや体罰など 子どもに関する人権問題について)	● <u>子どもの人権110番</u> ゼロゼロなのひやくとおぼん 0120 - 007 - 110 (全国共通・通話料無料)
女性の人権問題 (セクハラやDVなど 女性に関する人権問題について)	● <u>女性の人権ホットライン</u> ゼロナナゼロのハートライン 0570 - 070 - 810 (全国共通)

※受付時間:(平日)午前8時30分～午後5時15分

●インターネット人権相談

<http://www.jinken.go.jp/>(パソコン, 携帯電話, スマートフォン共通)

※受付時間:24時間

